

《保護者の皆様へ》

令和8年度 沼津市立小中学校の学校給食費について

令和8年4月
沼津市教育委員会

1 年間給食実施回数 183回（予定）

2 学校給食費の額について

- ・食材費が高騰する中、継続して安全でおいしい給食を提供し続けるため給食実施単価の改定を行いました。
- ・給食費の保護者負担額は、小学校は全額公費負担とし、中学校については令和7年度と同額に据え置きます。

1食単価	小学生	約25%を市が負担
小学生 350円 (月額 約 6,400円)	全額市が負担 (※)	中学生 330.60円 (月額 約 6,000円)
中学生 418円 (月額 約 7,600円)		

※生活保護の教育扶助対象児童は、国の交付金対象外のため、国の定める基準額が保護者負担額となります。（年間約 57,200円）

3 学校給食費の取扱いについて

(1) 納付方法

口座振替による納付を基本としますが、納付書によるお支払いも可能です。

(2) 口座振替日（納期限）

口座振替日（納期限）は、5月～2月の年10回の予定です。

口座振替日（納期限）は各月の末日ですが、その日が金融機関の営業日ではない場合はその前営業日になります。

年額	該当月	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	第5期分
小学校 0円	口座振替日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日
	小学校	全額公費負担				
	中学校	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
中学校 60,499円	該当月	第6期分	第7期分	第8期分	第9期分	第10期分
	口座振替日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日
	小学校	全額公費負担				
	中学校	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,499円(変動有)

- ※ アレルギー等により年間を通して牛乳を飲まない場合等、上記額と異なる場合があります。個別の対応が必要な場合は、学校にお問い合わせください。
- ※ 第10期請求分は、年額から第1期分～第9期分の給食費の額を差し引いた額となります。
- ※ 残高不足等により口座振替ができなかった場合は、振替不能通知及び納付書を送付します。金融機関窓口でお支払いください。次の振替日に未払額を合計して振替えることはできませんのでご注意ください。
- ※ 事前に児童手当からの納付に同意をいただいている方につきましては、支払いの確認が取れない期を児童手当より引き落としさせていただきます。
- ※ 二重納付等により過納となった場合は、別の期に充てさせていただく場合があります。なお、返金となった場合は、給食費口座振替登録口座へ返金します。納付書払いの方には、還付請求書を送らせていただきます。

(3) 精算

欠席等による給食費の減額等の調整は、原則として第10期分で精算します。

- ※ 病気等による欠席で給食を食べない場合、給食停止の申し出の翌々日から、給食実施日において連続5日以上欠食をした場合は減額対象となります。欠席期間中の給食停止については、欠席の連絡と併せて、学校に連絡をお願いします。

問合せ：学校施設課学校給食室（055-934-2548）